

裁 決

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が、平成23年10月7日付けで提起した保護申請却下処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行い、平成23年9月30日付け（以下「通知日」という。）で通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、（以下「請求人」という。）が、審査請求人に対し、平成23年9月30日付けで行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由について、請求人は、自らは（以下「請求人」という。）で働けず、（以下「請求人」という。）も働けず（以下「請求人」という。）は幼いため、（以下「請求人」という。）年金を受給してもなお生活に困窮し、病院にも行けず、保護を必要とする状態にあるにもかかわらず、保護申請を却下した本件処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は、処分庁に対し、平成23年9月7日付けで、法による保護の申請（以下「本件申請」という。）を行ったこと。
- (2) 処分庁は、請求人に対し、本件申請を却下するとの本件処分を行い、法第24条第2項の規定により、「（以下「請求人」という。）さんの申告内容と実際に確認した内容とで矛盾があり、不実の申請である可能性が高いため。」との却下の理由を附記して、平成23年9月30日付け（以下「通知日」という。）で通知したこと。
- (3) 請求人は、平成23年10月7日付けで、本件審査請求を提起したこと。
- (4) 処分庁は、当審査庁に対して、平成24年1月17日付け弁明書において、

本件審査請求を棄却するとの裁決を求めた上、本件処分の理由として、「請求人が保護決定のための必要な調査を拒み、妨げたものと判断し、法28条第4項に基づき、本件処分をしたものである。」と主張したこと。

2 判断

(1) 法の仕組み

ア 法第24条第2項は、保護開始の申請に対する決定の通知書(同条第1項)には、決定の理由を附さなければならないことを規定しているところ、一般に、法律が行政処分に理由を附記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかについては、処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らして決すべきであるとされている(最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決参照)。

そして、法第24条第2項が、保護開始の申請に対する処分の通知書に決定の理由を附記すべきものとしているのは、生活保護制度が、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものであること(法第1条参照)にかんがみれば、保護の要否等について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、決定の理由を申請者に知らせることにより不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由附記制度の趣旨に照らすと、保護開始の申請に対する却下処分の通知書に附記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して保護開始の申請に対する却下処分がなされたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、この理由の記載を欠く却下処分は取消しを免れない(最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決参照)。

イ また、審査請求の手續において、処分庁により処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、これによって附記理由不備の瑕疵が治癒されたと審査庁が判断することは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとの理由附記制度の趣旨を没却するものであるから、附記理由不備の瑕疵は、審査請求手續における処分庁による処分理由の追完によって治癒されるものではないと解すべきである(最高裁昭和47年12月5日第三小法廷判決参考)。

(2) 本件処分の通知書における理由附記について

ア 本件処分の通知書には、その決定の理由として、前記認定事実(2)のとおり、請求人の「申告内容と処分庁が実際に確認した内容とで矛盾があり、不実の申請である可能性が高いため。」と記載されているにとどまり、いかな

る事実関係に基づいていかなる法規を適用して本件処分が行われたのかはもとより、処分庁が矛盾があるとする申告内容が具体的にいかなる事項であるかすらも、本件通知書の記載自体から請求人において了知することは極めて困難と言わざるを得ない。

したがって、本件処分の通知書の記載は、法第24条第2項の趣旨に反するものであり、理由の記載を欠くものと認められる。

イ 処分庁は、前記認定事実(4)のとおり、弁明書において「請求人が保護決定のための必要な調査を拒み、妨げたものと判断し、法28条第4項に基づき、本件処分をしたものである。」と主張し、本件処分の理由を追完するところ、前記(1)イのとおり、前記アの附記理由不備の瑕疵は、かかる処分理由の追完によって治癒されるものではない。

ウ よって、請求人のその余の主張を判断するまでもなく、本件処分は、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成24年 8月17日

千葉県知事 鈴木 栄 治

